

宍粟市部活動地域展開推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 生徒の望ましい運動・文化活動の環境構築に向けて検討するため、中学生の運動・文化活動の地域展開推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進委員会は、全世代の運動・文化活動の情報を共有するとともに、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 中学生の運動活動の地域連携・地域展開についての具体的な方策に関すること。
- (2) 中学生の文化活動の地域連携・地域展開についての具体的な方策に関すること。
- (3) 前2号に定めるもののほか、教育長が必要と認める事項。

(組織)

第3条 推進委員会は19名程度の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。

- (1) 部活動地域展開に関する学識経験者
- (2) 宍粟市スポーツ協会の代表者
- (3) 宍粟市スポーツ推進委員の代表者
- (4) 地域スポーツ・文化関係団体の代表者
- (5) 保護者代表
- (6) 学校・教職員代表者
- (7) その他教育長が必要と認めるもの

3 委員の任期は2年とする。任期中に欠員が生じた場合における補欠委員は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 推進委員会に委員長1人、副委員長2人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は推進委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 推進委員会は必要に応じて委員長が招集し、会議の議長となる。ただし、委員長、副委員長が選任されていない場合、教育長が推進委員会を招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議の議事録は、推進委員会の承認を得て公開する。

(関係者の出席)

第6条 推進委員会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見又は説明を聞くことができる。

(会議結果の報告)

第7条 委員長は、会議の結果を教育長に報告するものとする。

(事務局)

第8条 推進委員会の事務局は、教育部学校教育課、教育部社会教育文化財課、市民生活部まちづくり推進課で組織し、庶務は学校教育課が行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。